

## 勤務条件明示書

任用の根拠	千葉県いじめ重大事態調査員取扱要綱	
任期	令和〇年〇月 ～ 令和〇年〇月	
勤務場所	(採用直後) 千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課	(変更の範囲) 変更なし
職名	千葉県いじめ重大事態調査員	
業務内容	(採用直後) ①いじめ重大事態発生時の初期対応に係る学校への指導・助言に関する事。 ②学校主体の調査における第三者委員としての調査・検証等に関する事。 ③いじめ重大事態の基本的な対応等の理解促進に係る学校への指導・助言に関する事。 ④前各号に掲げるもののほか、いじめ重大事態への迅速かつ適切な対応等に資するための支援に必要な事項に関する事。	(変更の範囲) 変更なし
勤務時間	1日7時間45分 × 週4日 = 週31時間 (35週)	
時間外勤務の有無	なし	
休憩時間	60分	
休暇等	<p>1 年次有給休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用開始日現在において 5 日</li> <li>※取得は原則1日単位(時間単位での取得も可)。</li> <li>※1日 = 7時間45分</li> </ul> <p>2 その他の休暇</p> <p>(1) 有給(要綱第16条の定めによる)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙権その他公民としての権利の行使(必要と認める期間)</li> <li>・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭(必要と認める期間)</li> <li>・結婚休暇(連続する7日の範囲内の期間)</li> <li>・不妊治療に係る通院等</li> <li>・妊産婦である女性の保健指導又は健康診査</li> <li>・妊娠中の女性の通勤時における母体又は胎児の健康保持</li> <li>・妊娠中の女性の休息又は補食</li> <li>・女性の出産</li> <li>・配偶者の出産</li> <li>・配偶者の出産に伴う、子の養育</li> <li>・忌引</li> <li>・夏季休暇</li> <li>・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等における交通遮断</li> <li>・地震、水害、火災その他の災害時の職員の通勤途上における身体の危機の回避</li> <li>・地震、水害、火災その他の災害による現住居滅失。食料等確保</li> </ul> <p>(2) 無給(要綱第17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養休暇(公務上の傷病の場合、必要と認める期間。私傷病の場合、1の年度において10日の範囲内の期間)</li> <li>・ドナー休暇(必要と認める期間)</li> <li>・女性の生理(請求した期間)</li> <li>・妊産婦である女性の保健指導又は健康診査(保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間)</li> <li>・妊娠中の女性の通勤時における母体又は胎児の健康保持(1日1時間を超えない範囲内で必要とされる時間)</li> <li>・女性の出産(産前6週(多胎妊娠の場合14週)、産後8週)</li> <li>・女性の生後満1年に達しない子の育児(1日2回各30分)</li> <li>・小学校就学始期に達するまでの子の看護(5日(2人以上の場合10日))</li> <li>・2週間以上の看護や世話(5日(2人以上の場合10日))</li> </ul>	
報酬	時給 3,500円	
災害補償	「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償	
条件付採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となる。</li> <li>・職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることになる。</li> <li>・その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがある。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法に基づき服務規律が適用される。</li> <li>《服務規律の一例》</li> <li>・信用失墜行為の禁止(第33条)</li> <li>・秘密を守る義務(第34条)</li> <li>・職務に専念する義務(第35条)</li> </ul>	